



平成27年度戦没者追悼式

福島町関係戦没者に対し、町民こぞって追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにすするためのおり福島町戦没者追悼式を実施します。

日 時

7月14日(火)
午前10時30分～

場 所

福祉センター

主 催

福島町

問い合わせ先

住民生活課住民生活係
☎47-4681

**戦没者のご遺族の皆様へ
第10回特別弔慰金が支給されます。**

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦

没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。
第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。
①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
②戦没者の子
③戦没者等の1. 父母 2. 孫 3. 祖父母 4. 兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。

④右記①～③以外の戦没者等

の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円
(5年償還の記名国債)

請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

請求・問い合わせ先

住民生活課住民生活係
☎47-4681

吉岡温泉臨時休館について

温泉ポンプ入れ替え工事により、臨時休館となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、7月8日(水)から通常営業となります。

臨時休館期間

7月6日(月) ※休館日
7月7日(火) まで

吉岡温泉だより

7月の風呂の日

26日(日)

温泉で心も体もリフレッシュ!
風呂の日は、ちょっと得した気分!
家族みんなで、温泉へ出かけましょう!

●サービスカードのスタンプを1個サービス!
●抽選により回数券を10組プレゼント!

松浦	宮歌	福島	月崎	新栄町	三岳	三岳	三岳	三岳	松前町
櫻庭	棟方	湊	鳴海	西川	木村	木村	木村	大屋	大屋
静江	律子	勝広	政子	敬子	互哉	真理子	志拓	文一	文一
さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん

5月風呂の日の当選者

おめでとうございませう!

市町村振興宝くじ「サマージャンボ宝くじ」
サマージャンボミニ7000万と同時発売!!

※この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月8日(水) 同時発売

○発売期間
平成27年7月8日(水)～7月31日(金)

○抽 選 日
平成27年8月11日(火)

(財) 北海道市町村振興協会